

「あてんぼう」考

後藤雅知

もう何年も前から書いておきたいと思いつつも、その機会がなく、書かないままになっていたことをいまさらながら書いておこうと思う。

近世房総の漁業関係史料を見ていると、「あてんぼう」という意味のわからない用語にたびたび出くわす。漁業に関わる史料用語なのだが、それが何を指しているのか、史料そのものからは読み解けないでいた。先行研究をみると、山口和雄氏が、カジキの銛突漁業を突棒漁業と呼び、これが安房国では古くはアテンボウと呼ばれたと指摘したことが確認できる（『日本漁業史』東京大学出版会、一九五七年）。また千葉県漁業民俗学の分野でも、「あてんぼう」Ⅱあてんぼうは、突きん棒という船上から銛を投げてマグロやカジキを突き獲る漁法であるとされる。

たとえば小島孝夫氏は「房総の突きん棒漁」（宮田登編『海と列島文化』七、小学館、一九九一年所収）という論文で、房総地方で突きん棒漁が記録にあらわれるのは近世初期のことであると、その具体例として、一七世紀半ばの南房総の史料に記載された「あてんぼう舟」を挙げている。さらに突きん

「あてんぼう」考（後藤）

棒漁業の経験者からの聞き取りとして、突きん棒漁の銚が当たるかどうかはわからず、アテにならない漁であることから、突きん棒はあてんぼうだという話があったことを理由に、突きん棒漁Ⅱあてんぼうであると結論している。一七世紀の史料に記載されたあてんぼうが突きん棒であることは、現代の聞き取りをもとに自明のこととされ、検証された形跡はない。個人的には突きん棒とあてんぼうとは「んぼう」が共通しているほかには、同一のものとする論拠はないように感じるし、近世後期の史料には「突んぼう」という用語も使用されている（安政三年「再議定書之事」、『千葉県歴史資料編近世2（安房）』三八号文書）場合があるので、別物と考える方が無難ではないかと思っていた。

その後、房総史料調査会の活動で館山市立博物館に、館山市犬石という地区に残された島田家文書があることを知り、博物館の学芸員の方にお問い合わせした結果、この文書を会で整理できることになった。犬石地区はかつての安房国安房郡犬石村であり、小島氏が「アテンボウ舟」という記載を見つけた承応三年「安房国相浜村ト同国太神宮村犬石村トモへ川へ舟入候論ノ事」（『安房郡水産沿革史』一〇号文書）に關係する村であった。この島田家文書のなかに、次のような史料を見つけた。

〔史料…島田家文書D5〕

乍恐書付以御訴訟申上候

一安房国安房郡之内犬石村ともへ川と申川湊、高木次郎八知行所ニ御座候

一はちたふね井二あてんぼうと申しやうはいふね持申候へ共、春中いわし計之りやうニてあみふね

其まゝ指置申候、此度御廻ヲ幸と奉存御訴訟仕候、御慈悲ニりやうかい仕候様ニ此浦之様子御覽

被遊被 仰付可被下候ハ、難有奉存候、委細御尋之上以口上可申上候

寛文七年未ノ八月八日 高木次郎八知行所

犬石村

名主 内匠(印)

百姓 五兵衛(印)

同 李左衛門(印)

御国廻様

犬石村は、現在の房総半島の先端、館山市内の平砂浦というところに位置した村である。この史料は犬石村の名主を代々務めた島田家に残ったもので、寛文七(一六六七)年に幕府の国廻衆に出された書付の控えと考えられる。宛先の「国廻」とは、他の史料から坂井八郎兵衛成令と伴作平盛兼であることがわかる。彼らは、寛文七年に幕府が派遣した諸国巡見使の一環として「各浦巡察」に派遣された幕府の船手頭であった(『徳川実記』四、六〇二頁)。

一つ書の二条目によると、犬石村には「八手(はちだ)船とあてんぼうという商売船があった」という。この表現では八手船とあてんぼうの双方が商売船である可能性も否定できないが、八手船とは沖合でイワシを漁獲する八手網の操業を担う船のことであり、商売船にはあたらない。したがってあてんぼうこそが、商売船Ⅱ漁獲物の売買を行う船と特定できる。このあてんぼうには、突きん棒との共通性は見いだせず、近世において「あてんぼう」と突きん棒漁とはまったく別個のものであったことは明らか

「あてんほう」考（後藤）

である。こうして千葉県の漁業民俗学で共通理解となつてゐるらしい「あてんほう」突きん棒」説は否定できよう。このことをどこかで一度明記しておきたかつたというわけである。

じつはここで取り上げた史料には他に関係史料がいくつかあり、それらから一七世紀の当該地域における漁場利用関係を復元する作業が断片的にできるように思われるが、まだ十分それを展開できない。とはいえ、これではあまりに中途半端なので、右の史料について考えたことをもう少しだけ記しておきたい。

そもそも右の史料は何を訴願しているのか。この点を明らかにするには「りやうかい仕」の解釈を示さねばならないが、現段階では確定的なことはわからない。いまのところ「獵（漁）変え仕り」と漢字を当てはめることが可能なのではないかと考えている。それは八手網船とあてんほう船がどちらも、春のイワシ漁業でしか利用されないという現状（「春中いわし計之りやうにてあみふね其まゝ指置申候」）春の時期にイワシばかりの獵を行い、それ以外の時期は網・船ともにそのまま置いてある）があり、これを前提に今回の巡見使派遣を好機ととらえて、書付を提出しているからである。つまり「りやうかい仕」とは、船・網をイワシ以外の漁業に利用できるようにしてほしい、他の漁業に変えて利用したいという訴願内容を示すものであつたと推定できるのではないか。当時の犬石村は、農業に利用する肥料としてイワシを漁獲することしかできず、その他の漁業は他の村から差し止められていたと想定され、その現状を打開して多様な漁業活動に踏み出すべく、この訴願を行ったと考えておきたい。

こうして「あてんほう」の意味に気づいた数年後、テングサ関係の史料を探して訪問した逗子市立図

書館で、内海延吉『三崎郷土史考』（三崎郷土史考刊行後援会、一九五四年）という本を見つけた。著者の内海氏は明治末年に三崎で暮らし始め、教員として働くとともに、郷土史の研究を行ったそうである。その集大成となったこの著書を繙くと、内海氏は三崎町の近世から近代にかけての漁業に関して言及しており、沖合で漁船から漁獲物を購入する出買ひ舟のうち、押送船（鮮魚などを運ぶ樽漕ぎの快速船）で遠く旅先にまで買ひに出たものを「あてんぼ舟」と呼んだ、その語源は「沖で漁船に当てる」ではないか、と述べている。「あてんぼう」が一七世紀から使用されていたことを考慮すれば、語源に関する記述は鵜呑みにはできないものの、あてんぼうが、房総に限定された用語ではなかったこと、そして遠方に出買して沖合で漁獲物を購入する押送船であったことが確認できた。犬石村の他の史料にも「旅之あてんぼうと申商売船」という記載があり（寛文七年「乍恐書付を以御訴訟申上候」（島田家文書F24）、あてんぼう船が遠方まで漁獲物を買ひ付けに出向いたことが推測されるので、こうしたあてんぼう船のありようは、近世の江戸近郊に広く存在したのだと考えられよう。史料的にあてんぼうが把握しにくいのは、まさに移動する存在であったことが原因だったのかも知れない。

それではあてんぼうという用語は、近世段階で消滅したのだろうか。そうとも言い切れないのは、数年前に銚子のウオッセ21というところで、「あてんぼう」という店名の土産物屋を見つけたからである。その命名の由来を聞いておけば良かったと、この文章を書きながらしみじみ思うのだが、民俗学者のようなフットワークの軽さがないというか、人見知りで小心者の私には、何も買わずに話だけ聞くという

「あてんほう」考（後藤）

ことができなかった。次に銚子に行く機会があれば、干物でも買った上でちゃんと話を聞いてみようかと密かに思っている。

（本学文学部教授）